かごしま
市民のひろば

12/5 No.19

編集と発行　鹿児島市広報室

市政五つの柱

◎ 市民生活の環境整備
◎ 子供とお年寄りを大切にすること
◎ 市民性を高める教育文化の拡充
◎ 市民生活を豊かにする産業振興
◎ 南九州の中心都市としての機能整備

鹿児島市の人口（推計）395,662人　（男186,201人　女209,461人）115,915世帯（43.11.1現在）

埋め立て進む与次郎ケ浜

利用計画　最終案の集約にはいる

昨年二月、全国でも初めてという水搬送工法によって始められた与次郎ケ浜の埋立工事も、すでに第二期工事にはいりました。昭和四十七年までには約百万平方メートルの新しい土地が誕生する予定です。

ところで、最も関心を寄せられているのがこの新しい土地の使い途。埋立工事と並行して検討が進められてきましたが、現在は専門のコンサルタントによって描かれた計画案にもとづいて学識経験者をはじめ各界各層の意見を参考にしながら、最終案の集約を急いでいる段階です。

下の図は、市の意向をもとにコンサルタントが描いた計画案。Bの部分は会議場や管理施設、宿泊施設などからなる観光センターゾーン、Cの部分は野球場や陸上競技場、サブトラック、テニスコート、プールなどからなるスポーツゾーン、また、F・Dなどの部分が野外劇場や遊園地、ヘルスセンターなどからなるレクリエーションエリヤとなっています。

このほか、いたるところに緑地や遊歩道、駐車場も設けられるなど、市民生活に密着した近代的なレクリエーションセンターとしての利用が考えられていますが、ともあれ、与次郎ケ浜に〝夢の大地〟が出現するのも、そう遠いことではないようです。

〔写真〕埋め立てが進む与次郎ケ浜とその利用計画案

市長随想（15）

四季 来る利 敬

去る九月二十四日夜、鹿児島を襲った十六号台風は、かつて経験しなかった塩害で、農作物や樹木を徹底していためつけ、実りの秋を迎えようと心をはずませていた農家のみなさんを、一瞬にして失望の中へ追い込んでしまいました。山々の樹木や街路樹も一夜にして潤いを失い、赤茶けたあの色合いは見る人をして希望を失わしめたのです。

あれから二カ月を経過したこの頃、山の木も街路樹もようやく生気を取り戻し、枯葉の下から薄緑の新芽が若若しくでてきました。農家のみなさんの打ちのめされた心にも立ち直りの気慨が見えてきたようです。

ことしの秋は短いという気象予報であったそうですが鹿児島では、まだ冬の気配が感じられないのは楽しいの一言につきると思います。しかし、いよいよ十二月。そう長く秋空が続くものでもないでしょう。薄黒い雲がおおいかぶさり、冷い風とともに砂ぼこりの街となる日もやってくると思われます。

地球が太陽の回りを正確な刻みで回り、その中で四季という現象をもたらし、決して春から秋へと一足飛びにはいきません。「物事は一足飛びにいかぬ」という言葉がありますが、全くそのとおりだと思います。一から三に至るには、どうしても二を経なければなりません。一歩一歩の足元を忘れて、目ばかりが高い所をみつめて歩いたらどうなるでしょうか。

塩害によって、もう二度と新芽を出さないであろうと思われた市内のあちこちの街路樹のこの頃の勢いを見るにつけ、自然の不思議を思います。市政も生きものです。同じような過程を繰り返す中で、さらに前進する姿が生れてこなければならないのではないでしょうか。

市民のひろば

MBCテレビ

（毎週日曜日 午前11時45分から）

12月15日放送
「年末年始の食品衛生」

12月22日放送
「この一年の市政をふりかえって」

12月29日放送
「ことしのハイライト」

1月5日放送
「新年を迎えて」

11時45分は
あなたの時間です

市電など三料金を改定

水道料金は12月1日から実施

市電・水道・し尿くみ取り料金の改定が本決まりになりました。いずれも九月市議会に提案、継続審議となっていたもので、十一月二十九日の市議会本会議で、市電料金は原案どおり、また水道・し尿くみ取り料金は修正のうえ可決されました。水道料金は、すでに十二月一日から適用されていますが市電料金は十二月中旬頃、またし尿くみ取り料金は来年二月一日から適用される予定です。ところで、これら公共料金の値上げは、私たちのくらしに大きな影響を与えるだけに、なるべくなら避けてほしいところ…にもかかわらず、なぜ値上げしなければならなかったのでしょうか。それは、市電や水道が今後どうなるかということを考えたとき、いま値上げすることによって市民のみなさんにかける迷惑よりも、値上げしなかったために起るであろう混乱と不安が、より大きな社会問題として心配されるからにほかなりません。

電車料金

電車の新しい乗車料金は表①のとおり。普通券は、全線片道一回二十五円に改定されます。ただし、谷山～脇田間だけは、改定の日から六カ月の間、片道一回十五円で乗車できます。

運輸省の認可などの関係で新料金が適用されるのは十二月中旬頃になる見込みですが定期券については一月分から新料金が適用されます。

ところで、市電、市バスは地方公営企業法という法律にもとづいて、独立採算を建て前にしています。したがってつねに採算がとれるように運行しなければならないわけですが、市民の足を預かる公営企業としては、たとえ採算はとれなくても、なんとか工夫して運行を続けなければなりません。そして、その結果として出てくるのが赤字なのです

交通局が四十年度末までに抱えた赤字は五億一千七百万円…その大部分は、この採算がとれなくても運行しなければならないために出る赤字が積み重なったものでした。

交通局はこの大きな赤字を消すために四十一年度から財政再建団体の指定を受け、電車、バスのワンマン化や人員の削減など、局内の合理化を進め、努力してきました。その結果、ある程度、再建の目途はついたとはいうものの、最近の物価の上昇や乗用車の普及にともなう乗客の減少など、なお楽観できる状態ではありません。

それに、これまで進められてきた交通局内の合理化もすでに限界に達しており、もしこのまま放っておきますと市民サービスの低下を招くのはもちろん公営企業として続けていけるかどうかさえ危ぶまれる事態も予想されるのです

したがって今回の料金改定は、近い将来より大きな迷惑をかけないようにするためのやむを得ない改定なのです。

表① 電車料金

種別	単位	料金
普通券	片道1回	25円
回数券	11回	250円
身障者割引券	片道1回	15円
身障者割引回数券	10回	135円
通学定期券	1カ月	710円
通勤定期券	〃	1,100円
通勤通学定期券	〃	1,260円
全線定期券	〃	2,740円
脇田～谷山間（6カ月間のみ）		
普通券	片道1回	15円
回数券	11回	150円
通学定期券	1カ月	430円
通勤定期券	〃	660円

し尿汲み取り料金

し尿くみ取り料金は、十八リットルにつき二十五円に改定されました。

来年二月一日からこの新料金が適用されます。

ところで、し尿くみ取り料金は、これまで五年間据え置かれてきており、また、鹿児島地区が十八リットルにつき十八円、谷山地区が百六十リットルにつき百六十円と、二本立になっていました。

そこで、これを一本にするとともに業者自身の体質改善をはかり、親切でサービスの行き届いたくみ取りをさせるために改定したものです。

なお、この料金改定とともに実施しようと準備を進めているのが〝地域指定制〟。

現在、し尿くみ取りには二十一人の許可業者がたずさわっていますが、自分の得意先を回ってくむという、いわゆる〝自由くみ取り制〟をとっているため、くみ取りが困難な地域などは敬遠されがちでくみ残しもでるというようなこともありました。

そこで、業者それぞれのくみ取り区域をはっきり決めて責任を持たせ、くみ残しや不当な料金請求などがないようにして、全体のし尿処理をスムーズに進めるために実施するもので、実施期日は、料金改定よりひと足早く来年一月一日からの予定です。

このし尿くみ取り料金改定といっしょに、事業所など大量にゴミを出す所を対象にした〝ゴミ収集料金〟も改定されました。これは、過去十四年間も据え置かれたままであるのに対し、ゴミを処理する経費は大幅に増えているためで、来年一月一日から新料金が適用されます。なお、この対象になる事業所なども一般家庭の標準量だけは無料扱いになります。

水道料金

水道料金のうち一般家庭用の料金体系は、表②のとおり改定されました。すでに十二月一日から適用されています

一般家庭の標準使用量は月に二十立方メートル程度ですが、この場合の料金は四百七十五円となり、これまでよりも百四十五円高くなります。

ところで、人が増え、生活水準が向上するにつれて水の需要も急速に増えてきましたことしの夏の一日最大給水量は十三万二千立方メートルこれは現在の取水施設の能力を八千立方メートルも上回る量です。一日平均の給水量も毎年一万立方メートルづつ増え続けており、現在の取水施設だけでは、ここ数年のうちに時間給水や断水に追い込まれる事態が予想されます。

そこで、本年度から始められたのが第九回拡張事業。五十五年の給水人口を四十八万人と見込み、一日二十四万立方メートルの水を給水しようというものですが、これには四十億円の金が必要です。

川から水を取り、浄水場をつくってきれいにし、大きなパイプを通して各家庭に送る…昔はタダ同然だった水も今は多くの金をかけてつくらなければならなくなったのです

現在、水道局が一立方メートルの水道の水をつくるには約二十一円の費用がかかっています。一方、各家庭へお届けする場合の料金は一立方メートルあたり約十九円。つまり、水道水を一立方メートル売るたびに約二円ずつ損をしていたわけです。

そのため、これまで健全財政を誇っていた水道事業も四十二年度には、ついに赤字を抱えるに至りました。

しかし、水は人が生きるための最低の条件です。したがって、経営がどんなに苦しくなっても水の確保に努めなければなりませんが、そのためには設備投資など多くの金が必要になってきます。

水道料金は昭和三十六年に改定して以来据え置かれてきましたが、今後の水の需要の伸びを考えますと、第九回拡張事業は、どうしても進めなければなりません。

そして、その資金を確保するためには、この料金改定を実施せざるを得なかったというのが実情なのです。

表② 水道料金体系 （特別用，共用せん分は省略）

	基本料金	従量料金	
一般用	150円	5㎥までの分……1㎥につき	5円
		5㎥をこえ10㎥までの分……1㎥につき	10円
		10㎥をこえ20㎥までの分……1㎥につき	25円
		20㎥をこえ30㎥までの分……1㎥につき	30円
		30㎥をこえる分……1㎥につき	34円

あなたの選挙権はだいじょうぶですか

住民登録は正しい住所に

住民基本台帳法が施行されてから一年が過ぎました

住民基本台帳…これは住民登録の届出にもとづいて作られる台帳です。そして選挙をはじめ国民年金、国民健康保険、就学や転校、予防接種や検診などの名簿や台帳は、この住民基本台帳をもとにして作られています。

ところが、市内に住んでいながら住民登録をしていなかったり、住民登録はしていても実際の住所とは違っているというような人がいまだに少なくありませんもしこのまま放っておきますと、それこそ、いろいろな権利を失うことになりかねないのです。

たとえば選挙…。これまでは住民登録がしてなくても、三カ月以上市内に住んでいることを証明し、選挙管理委員会に選挙人名簿への登録を申請しさえすれば投票できました。ところが近く公職選挙法の改正が予定されており、これによると、住民登録をしていなければ選挙人名簿に載せられなくなり、したがって選挙があっても投票できないということになります。

また、住民登録はしていても実際の住所と違っていたら、選挙の案内状や就学通知など、いろいろな通知も届かないことになります。

市外からの転入、市外への転出、市内間の転居など住所を変えたら十四日以内に必ず市役所で手続きをしいつも正しい住所に住民登録をしておくように心がけたいもの。十四日の期間が過ぎている人でも、この際正しい住所に住民登録をしてください。

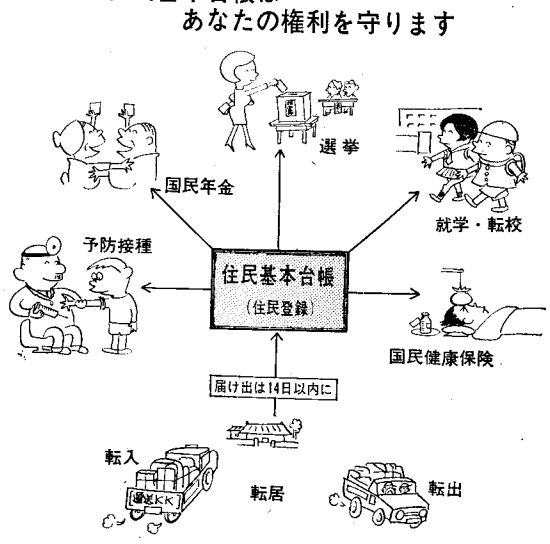

年末ねんまつ

ことしも、いよいよ残り少なくなりました。これからは気ぜわしい毎日の連続で、だれしも、とかく心の平静さを失いがちになるものです。そこで、年末から年の始めにかけて気をつけたいことをあげてみました。

交通事故…こどもの飛び出しと酒酔い運転による事故が多いときです。気をつけましょう

防犯…あき巣ねらい、スリなどちょっとしたすきをねらう犯罪が多いので、ご用心を！

防火…冬は火災の原因になる火元がいたる所にあります。とくに、ストーブ、コタツなどの暖房器具の取扱いには細心の注意を！

食品衛生…短期間に大量の食品が出まわる時期です。粗雑な扱いを受けた非衛生的な食品に注意し、食中毒を防ぎましょう。

生活…クリスマスやお正月、七草祝などの行事が続きますが、中には無意味なものもあるようです。考えて行動しましょう。

以上の点に気を配り、明るく清らかな歳末と正月にしたいものです。

やめよう 飛び出しや飲酒運転

これからは交通量が非常に多くなりますので、こどもたちの動きには十分気を配ってあげてください。

多いこどもの飛び出し事故

(1)幼いこどもは、反射神経がまだ十分でないので、道路に飛び出し、車にあうと、まず つくことがあります。

車の多い道路付近では遊ばせないように…。

(2)もうすぐ、冬休みが始まりますが、遊びに夢中になっていて事故にあうこどもが少なくありません。とくに小学校の低学年の児童に多いそうですから、前もって気をつけるように教えておきましょう。

飲酒運転は事故のもと

忘年会、クリスマス、新年宴会などと酒を飲む機会が多くなりますが「酒を飲んでからは絶対に車を運転しない」「ハンドルを握る前の運転者には、絶対に酒をすすめない」という習慣を作りましょう。

年賀状に交通安全の標語を

市では交通安全思想の啓もうを図るため、年賀状に交通安全の標語を書きそえる運動を行なっています。年頭にちなんだ安全標語を考え、年賀状の余白に書いて、出すようにしましょう。

交通災害共済にはいろう

万一の事故に備え、交通災害共済にはいりましょう。

会費は一人年間三六五円。申込みは市役所、最寄りの支所などで受付けます。くわしくは市民安全課（③一一一一の内線二四二）へ。

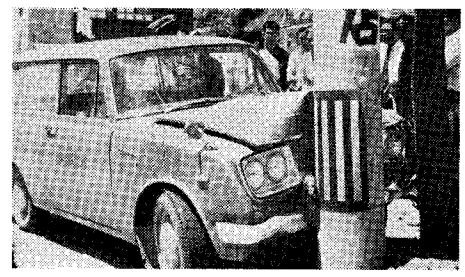

（ちょっとの気のゆるみが……）

気をつけたい スリやあき巣

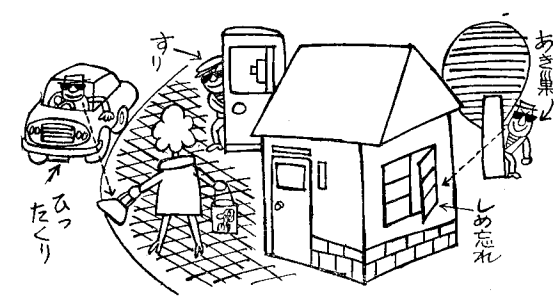

⊙さぎ

近頃のさぎは、なかなか巧妙です。

①「お宅の○○さんと同じ課のものですが、近くで車のガソリンがきれて」「お隣に○○を届けにきたのですが、お留守のようですから…」など、あとで考えると、どうしてごまかされたのかと、くやしがるケースが多い。

②見知らぬ人からの話は、必ず関係者に確かめること。

⊙あき巣ねらい

家を留守にするときや夜間は…

①窓をしめること。案外、お勝手、トイレ、二階などの窓のしめ忘れが多い

②かぎをかけること。あき巣にやられるのは、かぎのかけ忘れが大半です。

あなたには、すきはありませんか。

またガラス窓を破って、さしこみ錠をはずすという手口も多いようです。

補助かぎなどの対策を考えましょう

⊙スリ

こみあう店先、デパート、電車・バスなどが、スリの格好のかせぎ場です

スリが、いちばんねらうのは…

①男性のズボンの後ろポケット。

②女性の買い物かごの中に、むぞうさに入れてあるサイフ。

⊙ひったくり

ひったくりから身を守るには…

①夜間は、明るい表通りを歩くこと。

②ハンドバッグは、必ず車の通る反対側の手に抱えること。

③ひったくりは大体後ろから近づくので、後ろからくる車には十分注意すること。

家族ぐるみで 楽しく有意義に

年末年始の家庭生活、社会生活をより明るく楽しいものにするために、つぎのことを心がけましょう。

①親子の希望を語る 対話を

暮れから年の始めにかけては、それぞれの家庭でくふうをこらして、こどもといっしょに、家庭本位に有意義に過ごしましょう。

最近、家庭教育の基本である親と子の話しあいが、うすれがちになってきています。年の始めには、新たな気持で家族みんなで一年の計画や将来の希望などについて話しあいをもち、楽しい家庭づくりに努めましょう。

②虚礼はやめよう

見栄や義理にとらわれた形式的な年末の贈答が、非常に多く見受けられるようです。

この無意味な虚礼は、みんなで努力してなくしていきたいものです。

③七草祝は簡素に

七草祝は校区社会教育委員会や町内会、婦人会などが合同で実施している所が増えてきており、服装も学童服となり、だんだん簡素化されつつあります。

親の虚栄心を満足させるために、こどもに華美な服装をさせたり、はでなお祝いなどをすることは、やめたいものです。

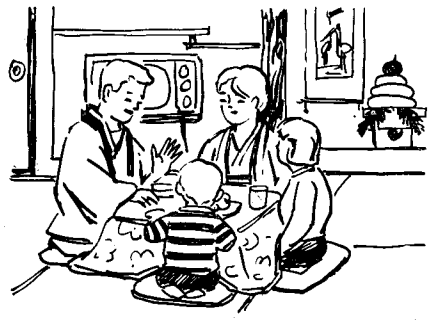

もっと、簡素な七草祝にしこども本位に、心のこもった楽しいお祝いにしてあげましょう。

④新成人のつどいは 平服で

このつどいは、各自が成人になった自覚をもつとともにみんなで祝福し、励ましあう催しです。

こうした催しの意義をよく考えて、新成人のつどいが服装をきそう場所とならないように、みんな平服で参加しましょう。

熱器具は 正しい取扱いを

お宅の場合はいかがですか

◎まず取扱い方になれる

石油ストーブやガスストーブなどの熱器具による火災は取扱いの未熟さ・不注意によるものが大部分です。予め説明書や資料などをよく読んで家族全員が器具の取扱いに十分なれておくことが大切。

◎器具は安全か

調子は正常か、ガスや油もれはないかなど、使う前にはいつも器具を点検しましょう

故障や破損個所に気づいたら専門店にたのんで、すぐになおしてもらいましょう。

しろうと修理は危険です。

◎場所は危険でないか

熱器具は、なるべく広い場所で使い、周囲に燃えやすい物を置かないように、整理整とんを心がけましょう。石油ストーブなどは、ふすまやカーテンの近く、人のよく通る所には置かないように…。

◎給油は火を消してから

火がついたまま、給油したり持ち運ぶのは事故のもと。

必ず火を消してからにしましょう。

◎あと始末は完全か

外出するときや寝る前には電気ゴタツなどのコンセントは抜いたか、ストーブの火は消したか、ガスの元栓はしめ忘れていないかなど、十分に火の元を確かめましょう。

◎消火器の準備を

自分の家から火を出さないように注意するとともに、万一の場合を考え、日頃から消火器を準備するか、バケツ一杯の水をくみ置くなど対策をたてておきましょう。

◎火災のときの避難訓練を

火災のとき、いちばんこわいのが煙や火による人身事故です。避難方法はふだんから十分心がけておきましょう。

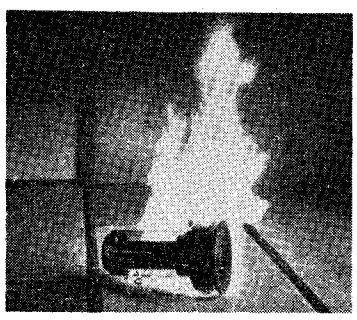

清潔な店から 新鮮な食品を

（どこの店にも正月食品がいっぱい）

食品を購入したり、保存したりするときのポイント……

▲購入は信用のおける店で

食品をむきだしで店に並べたり手づかみで販売したりする店は避け、清潔な店で新鮮な食品を求めましょう

▲標示や内容を確かめて

容器入りの食品、包装食品には、商品名や製造者の住所、氏名、製造年月日を標示するようにきめられていますので標示がしてあるかとか、新しいものかなど、よく確かめて買いましょう。

とくに、色のあくどい食品や白すぎる食品（漂白食品）は避けること。また、包装した食品、袋づめ食品の保存度を過信するのは危険です。

なお、不良食品や疑わしいものがありましたら、すぐに保健所へご連絡ください。

▲買いだめは避ける

正月用の食品は、よく買いだめしがちですが、できるだけ必要な量だけを、そのつど買い求めましょう。

▲味つけは濃く

正月料理などは、残った場合のことも考え、砂糖や塩を多めに使って味つけを濃くしておきましょう。

▲保存は慎重に

食品をやむをえず保存しなければならない場合は、フタのある容器に入れ、清潔な場所に、なるべく摂氏五度以下の低温で保存するようにし、加熱できるものは、食べる際再度熱を加え、疑わしいものは思いきって捨てましょう。

なお最近では電気冷蔵庫が家庭食品の保存にかかせないものとなっていますが、その能力を過信するのは禁物。

冷蔵庫は適正な温度を保って使ってこそ、食品の保存に威力を発揮します。

■くらしのメモ

■大そうじは早めに

年末大そうじの時期です　年末はゴミの量が急激に増えますので、計画をたてて早めにすませましょう。

とくに農村地域では十二月十一日から二十五日まで大そうじの定期巡回指導を実施しますので、指導日の前日までには必ずすませておきましょう。

○床下、畳の下、押入、棚やタンスの上、台所、便所たい肥舎、畜舎、排水溝などは、とくに念入りにそうじし、破損個所は修理を！

○軒下のくもの巣やほこり雨どいの落葉や降灰などをきれいに取り除きましょう

○家の中は、なるべく戸や障子をはずし、上から下へ奥の間から表の間へと、そうじしてください。

○畳は、表裏とも直射日光にさらし、床板や床下には殺虫粉剤をまきましょう。

○柱や壁板は洗剤液で洗い拭きし、逆性石けんで拭くと、消毒にもなります。

○十月から十一月にかけて各町内会などで実施されたネズミ駆除の際のネズミの死がいがないか天井裏や床下などをよく調べましょう

○庭先の不要な水たまりをなくし、池や井戸もさらってください。

■水道の防寒対策を

十二月にはいると、いつきびしい寒波に見舞われるかわかりません。

気温が氷点下三度くらいにさがると、防寒装置の不十分な水道管は、凍ったり破裂したりします。

早いうちに、毛布や毛製の布ぎれなどを巻きつけ、さらに、その上に湿気や雨水を通さないようビニールテープを巻きつけておきましょう。水道管やじゃ口が凍っても、けっしてお湯をかけないように…。お湯をかけると破裂します。万一破裂した場合は、すぐに水道局（③七一四一）へ。

今月の日曜当番医さん

都合により担当病院が変わることもありますのでご了承ください。

12月15日（日）

内宮診療所	内科	中町	②1872）
上村内科	〃	千日町	②0591）
山上病院	〃	宇宿町	⑤6181）
成人病院	〃	上荒田町	④1138）
川畑医院	〃	谷山塩屋町	⑥3367）
広瀬病院	外科	西千石町	②2018）
島本医院	〃	郡元町	④2980）
原田病院	〃	上福元町	⑥2054）
三島産婦人科	産婦人科	武町	④2747）
榊眼科医院	眼科	東千石町	②6684）
豊島耳鼻咽喉科	耳鼻科	上之園町	④2405）

12月22日（日）

松岡医院	内科	清水町	②6048）
桜井内科	〃	加治屋町	②2694）
大徳内科	〃	宇宿町	④8011）
岩城医院	〃	原良町	④1346）
藤田医院	〃	上福元町	⑥3593）
相良外科病院	外科	松原町	②0489）
白坂整形外科	〃	上之園町	⑤3161）
田原医院	〃	上福元町	⑥3602）
池田医院	産婦人科	鴨池町	④1481）
井後眼科	眼科	小川町	③8381）
森医院	耳鼻科	上荒田町	④0988）

12月29日（日）

今村健一内科	内科	泉町	③3933）
国東医院	〃	山之口町	②1850）
河野小児科	〃	鴨池町	④7398）
本田医院	〃	武町	④1414）
久留医院	〃	上福元町	⑥2438）
今村外科	外科	易居町	②5758）
羽牟医院	〃	上荒田町	④1941）
野上病院	〃	谷山塩屋町	⑥2480）
沖産婦人科	産婦人科	山下町	②7041）
ながた眼科医院	眼科	薬師町	④8330）
伊東医院	耳鼻科	郡元町	④5654）

市税の納期

固定資産税（第4期）
　とき　12月16日から12月28日まで
国民健康保険税（第5期）
　とき　12月16日から12月28日まで
市県民税（第4期）
　とき　1月16日から1月31日まで

固定資産税と市県民税を廃止

固定資産税と市県民税の各納期は、すでに第1期にお届けした納税通知書に印刷してお知らせしてありますので、これらの税については第4期から納期をお知らせするハガキはお届けしません。ご了承ください。

なお第4期の納期は別記市税の納期のとおりですので納期内に最寄りの鹿児島銀行、郵便局市公金取扱所（市役所旧館会計課隣）などへお納めください。

20日までは 納税促進特別月間

市では、12月20日までを「市税の納税促進特別月間」ときめ納入期限までに市税（市民税や固定資産税など）を納めておられない方を対象に、滞った市税の納入促進に努めています。

まだ納めておられない方は期間中に、ぜひご納入ください。

1月から 保険料を引上げ

現在、国民年金は年金の額が以前の二倍半と大幅に引上げられ〝夫婦一万円年金〟となっていますが、保険料も、これに見合った額が必要なため、来年1月から、つぎのとおり50円引上げられます。納入なさる際は、お間違いのないように！

⊙20歳～34歳の人…一カ月200円が、250円に。⊙35歳以上の人…一カ月250円が300円に。

※年金保険料は前納すると得

国民年金の保険料は昭和46年3月分までなら、年単位でまとめて前納できます。前納すると前納期間に応じた分の利息が割引かれるので非常に有利です。

戦没者の父母等に対する 国債の担保貸付

戦没者の父母等に対する国債（第3回特別給付金国債、額面10万円、5年償還）の担保貸付をご希望の方は早めに市の社会課（③一一一一の内線三六六）か最寄りの支所へお申込みを！

被災者には 市税を減免

火災や風水害などで一定割合以上の被害を受けたとき（ただし、前年の所得金額が一定の額以下の場合に限る）は、被害の程度に応じて市民税や国民健康保険税の減免が受けられます。

また、土地・家屋などについても、一定割合以上の被害をこうむったときは、その程度に応じて固定資産税の減免が受けられます。しかし、これらの市税の減免は、個個の状況に応じて減免の割合が異なりますので、被害を受けたときは、市民税課国民健康保険課、固定資産税課または最寄りの支所へご相談ください。

立木を伐採したら 必ず申告を

立木の伐採期になりましたが立木を伐採されたときは、たとえ自家用に伐採したときでも、必ず木材引取税の申告をしなければなりません。伐採した日の翌月7日までに最寄りの支所か市民税課（③一一一一……内線二七五）へ申告してください。

1月15日に 新成人のつどいを開催

つぎのとおり「新成人のつどい」を開きますので、新成人の方は多数ご参加ください。

とき　1月15日　午前10時
ところ　県体育館

行事内容　新成人の主張、記念講演、レクリエーションなど

※成人手帳は最寄りの小学校で

来年1月15日「成人の日」を迎える新成人は昭和23年1月16日から昭和24年1月15日までに生まれた人人です。成人になられた記念に、成人の手帳を差しあげますので、12月10日から1月14日までの間に、最寄りの小学校でお受取りください。

お知らせ

伊敷団地の宅地分譲 申込受付は10日～16日

つぎのとおり伊敷団地（伊敷小裏）の一部約八万五千㎡の宅地を分譲します。購入についての詳細は開発事業団（自治会館3階…⑥一〇一〇、②七〇三四）へお問い合わせください。

▽分譲筆数　三三九筆で、一筆の面積は約153㎡～約651㎡

▽分譲価格　3.3㎡当り一万二千三百円～一万四千九百円

▽申込受付　開発事業団で、12月10日～16日（毎日午前8時30分～午後5時）

▽分譲地までの距離、市役所から約7キロ（車で18分程度）

園芸品評会に ふるって出品を

例年どおり市総合園芸品評会を、つぎの日程で行ないますので、農家のみなさん、ふるってご出品ください。（出品規格その他については、地区の小組合長さんにおたずねください）。

なお展示・即売もしますので一般の方も多数おいでください

とき　12月17日…出品物の受付・審査。12月18日…出品物の展示・即売。

ところ　中央公民館ホール

19日から 歳末特別奉仕週間を実施

年末の消費者物価安定対策の一つとして、つぎの日程でことしも歳末特別奉仕週間（歳末安売りデー）を実施します。期間中、参加店は「歳末特別奉仕協力店」のポスターを掲示します

12月19日～21日…食肉（牛肉だけ）、とうふ

12月19日～23日…果物、野菜。

12月20日～21日…かまぼこ、こんにゃく。

12月21日～25日…鮮魚。

申込みは早めに ホイルトラクター

市では、農家のみなさんを対象にホイルトラクター（土壌を深く耕す機械で1時間に約10アール耕せる）を貸出しています

ご希望の方は、市役所の農政課（③一一一一の内線四一三）か最寄りの支所へお申込みください。料金は10アール（約1反）あたり…すき起こし（千六百円）ロータリー耕（千五百円）

申込みは20日までに 小型船舶操縦士免許試験

漁労や狩猟をする客、またはこれを観覧する客を乗せる5トン未満の小型船舶は、来年7月から小型船舶操縦士の免許をもたないと、本人以外の客を乗せて運行できなくなります。

そのため、市では講習会と臨時試験の実施を計画しています

受講・受験ご希望の方は、12月20日までに、市の商工水産課（③一一一一の内線四〇〇）か谷山支所へお申込みください。

なお、本市が行なう講習会と試験は今回限りですので、希望者は、この機会にもれなく受講受験されるようおすすめします

納期ごとの通知を廃止 固定資産税と市県民税

固定資産税と市県民税の各納期は、すでに第1期にお届けした納税通知書に印刷してお知らせしてありますので、これらの税については第4期から納期をお知らせするハガキはお届けしません。ご了承ください。

なお第4期の納期は別記市税の納期のとおりですので納期内に最寄りの鹿児島銀行、郵便局市公金取扱所（市役所旧館会計課隣）などへお納めください。

20日までは 納税促進特別月間

市では、12月20日までを「市税の納税促進特別月間」ときめ納入期限までに市税（市民税や固定資産税など）を納めておられない方を対象に、滞った市税の納入促進に努めています。

まだ納めておられない方は期間中に、ぜひご納入ください。

1月から 保険料を引上げ

現在、国民年金は年金の額が以前の二倍半と大幅に引上げられ〝夫婦一万円年金〟となっていますが、保険料も、これに見合った額が必要なため、来年1月から、つぎのとおり50円引上げられます。納入なさる際は、お間違いのないように！

⊙20歳～34歳の人…一カ月200円が、250円に。⊙35歳以上の人…一カ月250円が300円に。

※年金保険料は前納すると得

国民年金の保険料は昭和46年3月分までなら、年単位でまとめて前納できます。前納すると前納期間に応じた分の利息が割引かれるので非常に有利です。

戦没者の父母等に対する 国債の担保貸付

戦没者の父母等に対する国債（第3回特別給付金国債、額面10万円、5年償還）の担保貸付をご希望の方は早めに市の社会課（③一一一一の内線三六六）か最寄りの支所へお申込みを！

被災者には 市税を減免

火災や風水害などで一定割合以上の被害を受けたとき（ただし、前年の所得金額が一定の額以下の場合に限る）は、被害の程度に応じて市民税や国民健康保険税の減免が受けられます。

また、土地・家屋などについても、一定割合以上の被害をこうむったときは、その程度に応じて固定資産税の減免が受けられます。しかし、これらの市税の減免は、個個の状況に応じて減免の割合が異なりますので、被害を受けたときは、市民税課国民健康保険課、固定資産税課または最寄りの支所へご相談ください。

立木を伐採したら 必ず申告を

立木の伐採期になりましたが立木を伐採されたときは、たとえ自家用に伐採したときでも、必ず木材引取税の申告をしなければなりません。伐採した日の翌月7日までに最寄りの支所か市民税課（③一一一一……内線二七五）へ申告してください。

1月15日に 新成人のつどいを開催

つぎのとおり「新成人のつどい」を開きますので、新成人の方は多数ご参加ください。

とき　1月15日　午前10時
ところ　県体育館

行事内容　新成人の主張、記念講演、レクリエーションなど

※成人手帳は最寄りの小学校で

来年1月15日「成人の日」を迎える新成人は昭和23年1月16日から昭和24年1月15日までに生まれた人人です。成人になられた記念に、成人の手帳を差しあげますので、12月10日から1月14日までの間に、最寄りの小学校でお受取りください。

会と催し

第19回県高校美術展
　とき　12月15日まで
　ところ　市立美術館

国民年金相談所の開設
　とき　12月16日
　　午後1時～4時
　ところ　高島屋デパート2階

お正月こどものつどい
　とき　1月1日～7日
　　午後1時から
　ところ　鴨池動物園
　なお1月7日には〝動物園七草お祝い大会〟があります。

消防出初式
　とき　1月6日　午前10時
　ところ　市民広場

年末年始の 市役所の窓口

市役所は12月29日から1月3日まで休みになりますが、つぎの仕事だけは特別な取扱いをします。なお年末は例年窓口が混雑しますので、手続きはなるべく早めにおすませください。

（葬祭関係）元旦だけ休み、他の日は毎日午前8時30分から午後5時まで受付けます。

（公益質舗）12月29日と30日は午後4時30分まで、12月31日は午後6時まで、1月4日は午前11時30分まで営業します。元旦から3日までは休みます。

（市立病院）外来患者の診察は12月28日と30日、1月4日のそれぞれ午前11時30分まで受付けます。12月29日と31日、元旦から3日までは休診します。

（保健所）健康相談や試験検査の受付は12月21日まで行ないます。1月は6日から始めます。

（動物園）無休です。毎日午前8時30分から午後5時まで開園します。

（美術館）無休です。毎日午前9時から午後4時30分まで開館します。

（し尿くみ取り関係）12月30日まで行ないますので、15日ごろまでに最寄りの許可業者へお申込みください。

1月は4日から始めます。

（ゴミ収集関係）年末年始は特別な取扱いになる予定ですが、その日程は決まり次第、清掃事務所からチラシその他でお知らせします。